

訪問介護(生活援助)の取扱い等について

令和7年12月

山口市介護保険課

■目次

1. 生活援助とは.....	2
2. 生活援助の内容.....	2
3. 「生活援助算定」確認フローチャート	3
4.訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(生活援助)	8
5.訪問介護の適切な利用に向けて(給付適正化の取組み).....	11
生活援助中心型の回数が多いケアプランの届出について	
区分支給限度基準額の利用割合が高く、そのうち訪問介護が大部分を占めるケアプランの検証について	

1. 生活援助とは

- 生活援助とは、居宅要介護者に対して行われる調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常を営むのに支障が生ずるものという。
- 生活援助中心型の訪問介護費は、単身又は同居家族等が障害・疾病その他同様のやむを得ない理由により、家事を行うことが困難である場合に算定する。

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものという。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労省告示第19号）1-注3

「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）第2の2(6)

同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。

介護保険最新情報 Vol.26（平成19年12月20日）

2. 生活援助の内容

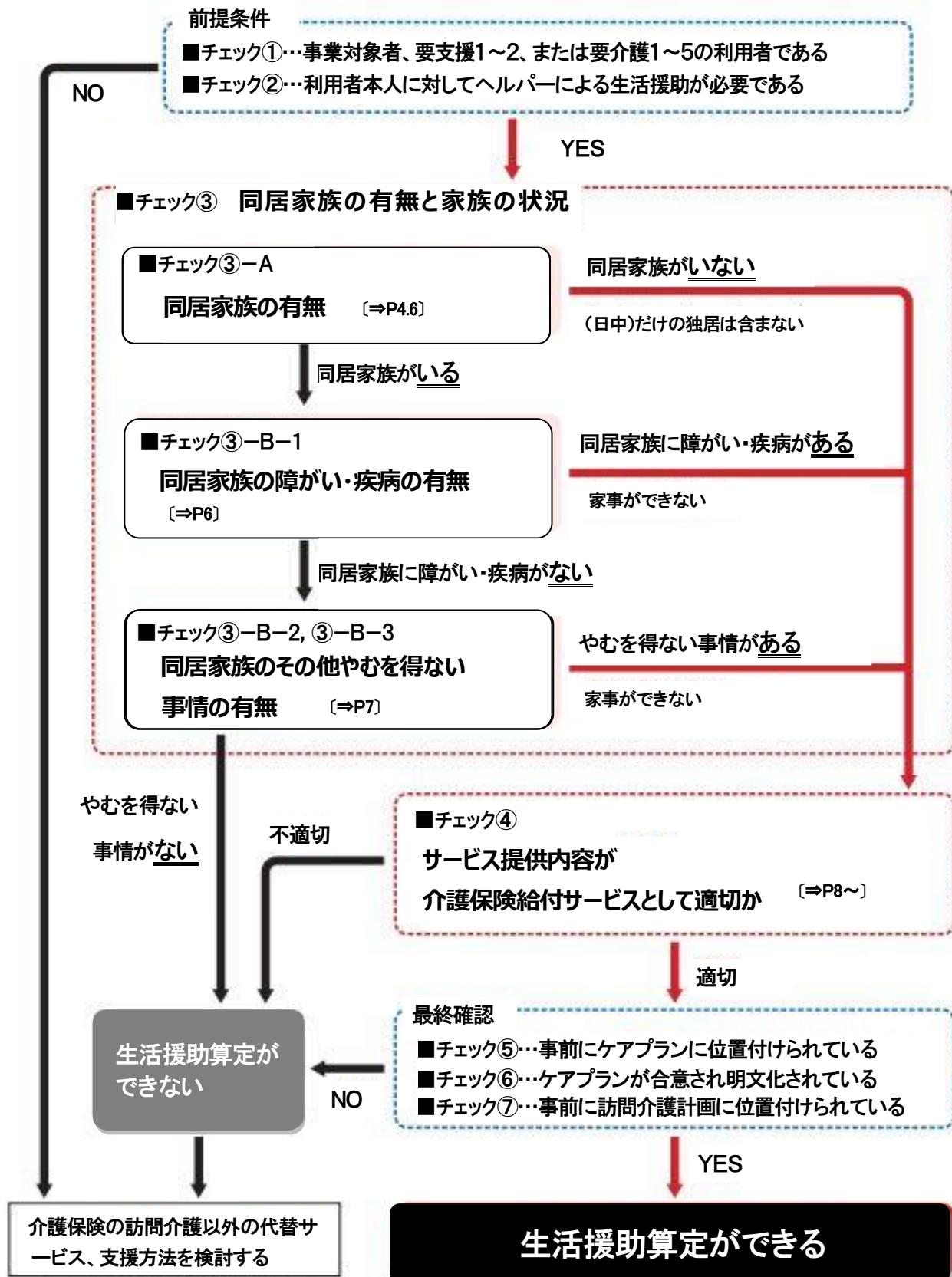
- 「日常生活の援助」に該当しない行為は生活援助に含まれない。

「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。（具体的な取扱いは「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振76号）〔P9参照〕）

- ①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ②直接本人の援助に該当しない行為
 - ・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ③日常生活の援助に該当しない行為
 - ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）第2の2(1)

3. 「生活援助算定」確認フローチャート



生活援助算定の確認チェック No.①～⑦（全体の流れ）

ステップ①

介護保険による訪問介護の生活援助を算定する場合は、次のNo.①～⑦のすべてを満たしている必要があります

■チェック No.	チェック項目	考え方・ポイント
①	事業対象者、要支援1～2または要介護1～5であること	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の対象者であることが大前提です。
②	利用者本人に対してヘルパーによる生活援助が必要であること ＝利用者ができない行為であること	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助は、家事代行サービスではありません。 ですから、以下のような理由は認められません。 「やったことがない（家事の経験がない）」 「家族に負担をかけたくない」 「利用者が家族のためにやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」等 家事の全てはできなくても、生活環境を整えればできること、できそうなことはありませんか？ そうした点を見極めながら、生活援助をケアプランに位置付けましょう。 通常であれば、本人ができるあるいはできるようになる可能性がある生活行為を代行することで、ADL や IADL、QOL の低下を招かないようにすることが大切です。
	ワンポイントアドバイス ケアプランに位置付けようとしている家事について、できること、できないこと、できそうなことをアセスメントしましょう。例えば、できること＝野菜を洗う、盛り付ける、できないこと＝野菜を切る、炒める、煮る、できそうなこと＝手伝いがあれば味付け等	
③	同居家族がいない または 同居家族は家事ができない	⇒ステップ② へ [⇒P6]
④	生活援助（家事支援）の内容は、 1 老計第10号に定められた範囲のサービス内容であること 2 厚生省告示第19号と老企第36号の基準を満たしていること 3 老振第76号に示された不適切な事例に該当していないことが必要	<ol style="list-style-type: none"> 老計第10号に定められた範囲のサービス内容に限られています。（「訪問介護」におけるサービス行為ごとの区分等について[⇒P8～9]） 厚生省告示第19号[⇒P2]と老企第36号第2の2(6)[⇒P2]の基準を満たすことが必要です。 老振第76号に示された不適切な事例[⇒P9.10]に該当する場合は算定できません。

■チェック No.	チェック項目	考え方・ポイント
⑤	事前に居宅サービス計画(総合事業)に位置付けられている	介護保険サービスを利用するには、ケアマネジヤーや地域包括支援センターが作成する居宅サービス計画書(ケアプラン)や介護予防サービス・支援計画書に位置付けられていることが必要です。
⑥	居宅サービス計画(総合事業)がサービス担当者会議で、利用者・家族を含めて合意され、明文化されている	居宅サービス計画書(ケアプラン)や介護予防サービス・支援計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要があります。
⑦	事前に訪問介護計画(総合事業)に位置付けられている	訪問介護事業者が作成する訪問計画書に、目標設定とともに位置付けられ明記されている必要があります。 訪問型サービスで位置付ける場合には、訪問介護事業所は自らが行う2次アセスメントに基づいた訪問介護計画となっている必要があります。

ワンポイントアドバイス

ステップ1やステップ2で確認したことは、すべて記録しておきましょう

【Q】生活援助中心型を算定するに当たり、「居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。」とされているが、その具体的な内容について。

【A】居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に○を付す(「3.その他」に○を付す場合はその事情の内容について簡潔明瞭に記載する)とともに、居宅サービス計画書第2表の「援助目標(長期目標・短期目標)」、「長期目標」及び「短期目標」に付する)「期間」、「サービス内容」欄などについても明確に記載する必要がある。
こうした適切なアセスメント等が行われない場合、当該居宅サービス計画に係る生活援助中心型の訪問介護については、不適正な給付として返還を求めるものである。

居宅サービス計画書の具体的な記載要領については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企29号)を参照すること。

介護報酬に係るQ&Aについて(平成15年5月30日)

生活援助算定の確認チェック No.③－A(一人暮らし)、③－B(同居)

ステップ2

同居家族の有無や同居家族の状態によって、生活援助算定に影響があります。しっかり理解しておきましょう

【同居・別居の判断】

◆「同居の判断」

- 一般的な同居の定義…同じ家屋に家族等が住んでいること
- 二世帯住宅…家屋構造に関係なく同居と考える
- 同一敷地内に居住…家屋構造に関係なく別棟であっても同居と考える

◆「別居の判断」

生活援助の可否については、家族の生活実態などを考慮する必要があります。例えば、二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合に、家屋の構造だけを見て機械的に「別居」と判断するのは適切ではありません。二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合には、基本的には「同居」と判断します。ただし、「同居」と判断した場合でも、同居家族の状況等によっては、生活援助の算定対象になることもありますから、必ずフローチャートやチェックリストを最後まで確認したうえで、判断します。

チェックNo.	チェック項目	考え方・ポイント
③－A	同居家族がいない場合	⇒ステップ1のNo.④へ [⇒P4]
③－B	同居家族がいる場合	<p>・原則として算定できませんが、一律不可としてはいけません。</p> <p>・条件によっては算定可能ですので、下記の1～3を確認してください(厚生省告示第19号の注3 [⇒P2]、老企第36号第2の2(6)[⇒P2])</p> <p>1 家族が障がい・疾病で家事が困難な場合</p> <p>(ア) 障害者手帳の有無や障害認定(身体・知的・精神)だけで判断せずに、障がいに起因して実際に家事を行うことが困難であるかどうかで判断してください。</p> <p>(イ) 疾病名を明らかにするとともに、当該疾病によってどのような家事を行うことが困難であるかを明らかにする必要があります。なお、医師の診断書による確認は不要です。</p> <p>(ウ) 同居家族が一時的に家事が困難になった場合は、短期的にサービスを導入することも可能です。</p> <p>上記、(ア)～(ウ)に留意したうえで、家族が障がい・疾病で家事が困難と判断された場合には、 ⇒ステップ1のNo.④へ[⇒P4]</p> <p>ワンポイントアドバイス 生活援助を短期的に導入する場合には、必ず事前に利用者へ「あくまでも短期的にご利用いただきます。〇〇の状況になつたら生活援助サービスは終了となります」としっかり説明し合意を得ておきましょう。また、説明内容を記録しておきましょう。</p>

チェック No.	チェック項目	考え方・ポイント
③-B のつづき	2 AとBの1には該当しないが、「その他やむを得ない事情」で家族による家事が困難な場合	<p>(ア) 「その他やむを得ない事情」については、個別判断が必要です。</p> <p>★「その他やむを得ない事情」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家族に高齢による筋力低下があるために、できない家事がある場合 ■家族間に、これまでの関係性など利用者の今後の生活に影響を及ぼすような深刻な問題があるために、家事援助が期待できない場合 ■家族に家事を行わせることにより、介護疲れによる共倒れ等の深刻な問題が生じることが明らかだと判断した場合 ■その他、安全・健康・衛生上の必要性が高い場合など <p>(イ) 「その他やむを得ない事情」の場合も、家族のアセスメントが必要です。どのような家事ができる(できそうな)のか、何ができないのかを明らかにしましょう。</p> <p>(ウ) 「その他やむを得ない事情」で生活援助を居宅サービス計画に位置付ける場合は、短期的に位置づけ、改善の方向に向けて働きかけを継続していきましょう。</p> <p>上記、(ア)～(ウ)に留意したうえで、その他やむを得ない事情に該当すると判断した場合は、 ⇒ステップ1の No.④へ[⇒P4]</p>
	3 日中独居の取扱い ※同居家族が就労等で日中不在の場合	<p>ワンポイントアドバイス</p> <p>「その他やむを得ない事情」を適用する場合は、利用者、家族を含めたサービス担当者会議で、該当する具体的な理由について共通認識とし、その内容を記録しておきましょう。</p> <p>(ア) <u>場合によっては「その他やむを得ない事情」に該当すること</u>があります。</p> <p>※ただし、「日中独居」だけでは、「やむを得ない事情」とはなりません。</p> <p>(イ) 家族が日中不在であることにより、どのような家事ができなくなり、逆にどのような家事ならば可能であるかを明確にしましょう。</p> <p>(ウ) 家族が不在の時間帯に行う必要性があるものなのか(家族が不在の時間帯に行わなければ、日常生活上、大きな支障が生じるのか)を検討しましょう。</p> <p>(エ) 他の代替手段がないか検討しましょう。 (例)時間指定の薬の受け取り など</p> <p>上記(イ)～(エ)に留意したうえで、その他やむを得ない事情に該当すると判断した場合は、 ⇒ステップ1の No.④へ[⇒P4]</p>

4. 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（生活援助）

（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）

（介護保険最新情報 Vol.637 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等についての一部改正について」）

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障がい・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

〔 サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のよう なサービスを行うものである。 〕

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

- 居室やトイレ、卓上等の清掃
- ゴミ出し
- 準備・後片づけ

2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯
- 洗濯物の乾燥（物干し）
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
- 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

- 配膳、後片づけのみ
- 一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

- 日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
- 薬の受け取り

【生活援助資料】

指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（抜粋）（平成12年11月16日老振発第76号）

2 保険給付として不適切な事例への対応について

指定訪問介護事業者が、利用者宅への訪問時に、別紙[P41 参照]に掲げる一般的には介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例のように、保険給付として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合や、生活援助中心型を算定できない事例において生活援助中心型の訪問介護を求められた場合における、指定基準第9条の運用については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が介護保険の給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明すること。その際、利用者が求めているサービスが保険給付の範囲として適切かどうかや、生活援助中心型の訪問介護の対象となるかどうかについて判断がつかない場合には、保険者（市町村）に確認を求める。

なお、担当の訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。

② 利用者が、保険給付の範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡することとし、希望内容に応じて、市町村が実施する配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。

③ ①及び②の説明を行っても、利用者が保険給付の対象となるサービスとしては適当でないサービス提供を求めた場合には、指定訪問介護事業者は、求められた内容のサービス提供を行わずとも、指定基準第9条には抵触しないものと解する。

なお、これらの保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。

また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから、指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画の作成に当たることが必要である。

別紙

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

項目	内容	備考
「直接本人の援助」に該当しない行為	<p>主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為</p> <p>○利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ○主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ○来客の応接(お茶、食事の手配等) ○自家用車の洗車・清掃 等</p>	<p>生活援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件とされている。</p>
「日常生活の援助」に該当しない行為	<p>訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為</p> <p>○草むしり ○花木の水やり ○犬の散歩等ペットの世話 等</p> <p>日常的に行える家事の範囲を超える行為</p> <p>○家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ○大掃除、窓ガラス掃除、床のワックスがけ ○室内外家屋の修理、ペンキ塗り ○植木の剪定等の園芸 ○正月、節句等のために特別手間をかけて行う調理 等</p>	<p>左記の行為は介護保険給付の対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町が実施する生活支援サービス、シルバー人材センター、NPO などの住民参加型福祉サービス、ボランティア等によるサービス等の有効な活用が必要である。</p> <p>また、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき保険外のサービスであることを明示し、サービス提供時間を分ける等により保険対象サービスと明確に区分された形で、利用者の自己負担により提供することは可能である。</p>

※ただし、その提供するサービスについては、就労の状況や休日の状況など聞き取りの上、利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性がある範囲のみ。

《 やむを得ない事情に含まれない事例 》

1) 同居家族が孫だけであり、世代間のギャップから期待しにくい場合

2) 同居家族が、これまで家事の経験のない高齢の男性であることで、調理などの家事ができない場合

※ 1) について、単に遠慮があつて頼みにくくことに該当するため、それだけでは理由となりません。なお、家族(孫)の活用を検討し、それでも援助が期待できないという理由があれば、前記②に該当する場合もあります。

2) について、同居家族がこれまで家事をどうしていたのか、今後、どう暮らしていくのか、その家事が「できない」のか「していない」のかを明確に分析しておく必要があり、その内容によっては前記②に該当する場合もあります。

いずれにしても、一定期間後のケアプラン見直し時期において再び家族活用を含めた代替手段の検討は必要です。

5. 訪問介護の適切な利用に向けて（給付適正化の取組み）

＜生活援助中心型の回数が多いケアプランの届出について＞

○利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える場合、保険者への届出が必要です。

【厚生労働大臣が定める回数】

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介助に引き続き、生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

※利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けた場合、翌月の末日までに山口市へ届け出でください。

＜区分支給限度基準額の利用割合が高く、そのうち訪問介護が大部分を占めるケアプランの検証について＞

○利用者の意向や状態にあった訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成を目的に地域ケア会議等で多職種協働による検証を行います。下記の条件に該当する居宅介護支援事業所事業所へ、市から届出の提出を依頼します。

【対象となる居宅介護支援事業所の要件】

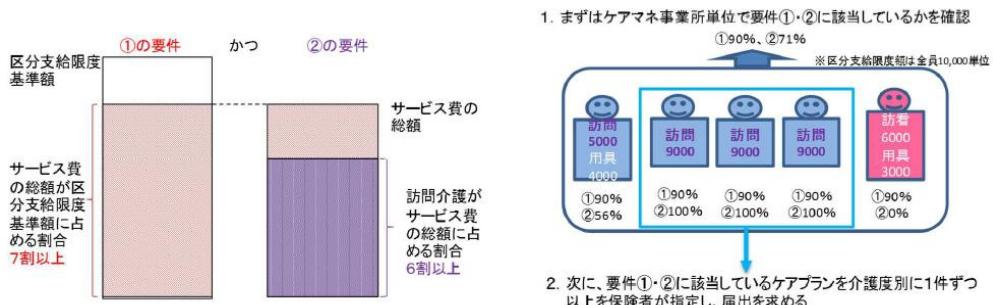
①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

※身体介護、生活援助、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）を含みます。

（参考）居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



※対象となるケアプランは、介護度別に1件以上を市が指定します。なお、災害等の影響により一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①②に該当するケアプランがある場合は、その旨を届出書に記載してください。